

第 40 回 公金の支出及び職員 of 懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和 8 年 3 月 18 日 (水) 午後 1 時 30 分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治  (議長) 高橋 直也
欠席議員	委員 河野 政之
証人	前会計課長 山田 恭恵 前監査事務局長 佐田 裕子
事務局職員	稲員 美佳

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、公金の支出及び職員懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日は、山田前会計課長、佐田前監査事務局長の2名の証人喚問を、順次行ってまいります。

それでは、証人入室のため、暫時休憩といたします。お願いします。

(午後1時31分休憩)

(午後1時32分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

山田証人におかれましては、本委員会の調査のために、御協力のほどよろしく願いをいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の關係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の關係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にある者が、その職務上、知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いいたします。

それ以外は、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは6か月以下の拘禁刑、または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の關係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員御起立をお願いいたします。

それでは、宣誓書を朗読をお願いいたします。

○証人（前会計課長 山田恭恵） 宣誓書、良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和8年3月18日。証人（前会計課長 山田恭恵）。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、宣誓書に署名押印を願います。

それでは、皆さん、お座りください。

これから証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされますようお願いをいたします。なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより山田証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは前会計課長の証人（前会計課長 山田恭恵）さんでしょうか。

証人。

○証人（前会計課長 山田恭恵） はい、そうです。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。

証人。

○証人（前会計課長 山田恭恵） 間違いありません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、あらかじめ委員会で決定しました尋問の事項につきましてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。山田証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えしていただければ結構でございます。

本日は、証人から、令和6年12月から令和7年1月にかけて実施された随時監査に至る経過等について整理した上申書が、山田前会計課長、佐田前監査事務局長の連名で提出されております。

当該上申書は、証人自らが当時の経過を整理したものとして受理し、委員会の記録として取り扱うことといたします。

その写しを配付いたします。事務局より配付をお願いします。

ありがとうございました。

本件につきましては、当該上申書の記載内容を踏まえ、事実関係の確認を中心に尋問を行います。

まず、本日提出されている上申書について確認いたします。

上申書には、令和7年1月に、随時監査が開催された経緯として、証人が会計課長として会計書類の確認の過程で疑義を把握したこと、その後、平田康雄監査委員本人からの指示を受け、疑義のある支出について一覧表として整理したこと、さらに、当該一覧表及び関係資料を監査委員に提示したこと、また、それを受けて、監査委員は監査を実施しない意向であった経緯などが記載されております。

では、証人において、当該上申書を読み上げていただきます。お願いをいたします。山田証人。

○証人（前会計課長 山田恭恵） 読みます。

上申書、会計事務に係る疑義の把握及び対応の経過について、令和8年3月17日、大刀洗町議会公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会委員長古賀世章様。上申人、前会計課長証人（前会計課長 山田恭恵）、前監査事務局長証人（前監査事務局長 佐田裕子）。

上申書、本上申書は、令和6年12月から令和7年1月にかけて実施された随時監査に至る経過及び当該監査に関連して把握した会計事務上の疑義について、当時の対応の具体的経過を、会計管理及び監査事務の観点から整理し、上申するものである。

1、会計事務における疑義への対応。

地方公共団体の会計事務においては、会計課長は支出伝票及び証拠書類の内容を確認し、会計処理の適正を確保する責任を負う立場にある。

その過程において書類の内容に疑義が生じた場合には、関係課への確認、関係資料の精査、必要に応じた過去の支出の遡及確認を行い、疑義の内容を把握し整理することが実務上求められる。

特に、疑義があるにもかかわらず確認を行わず処理を了することは、会計管理上の問題を残すこととなるため、疑義の把握及び整理は会計課長としての責任に基づく対応である。

2、疑義の把握及び一覧表の作成に至る経過。

当時の会計課長であった山田は、会計書類の確認の過程で、宿泊証明に関する疑義を契機とし

て、他の支出についても確認を行い、複数の疑義を把握した。

これらの疑義については、個別にとどめるのではなく、全体として整理し把握する必要があると判断し、監査事務局内で共有を行った。

その過程において、平田康雄監査委員本人から、監査事務局より会計課に内線電話があり、疑義のある支出について一覧として整理するよう求められました。

当該電話は監査事務局から発信されたものであり、その際、前監査事務局長である佐田は監査事務局内に在席し、その内容を把握していた。

これを受け、会計課長として、疑義のある支出について関係資料を一つ一つ確認し、内容を整理したうえで一覧表を作成し、併せて当該支出の根拠となる資料を整理した。

当該一覧は、特定の職員の責任を問うことを目的としたものではなく、会計上の疑義を体系的に整理し、監査において全体像を把握するための資料である。

### 3、監査委員への説明及び資料の提示。

一覧表及び関係資料は、議会事務局内に設置された監査事務局に持参し、会計課長として監査委員に対して内容の説明を行った。

会計実務においては、疑義を把握した場合、その内容を監査に対し確認を求めることは通常の対応であり、本件もその延長として行ったものであります。

また、疑義の内容を説明する以上、その根拠となる資料を提示することは不可欠であり、一覧表と併せて関係資料を提示しました。

特に、のちに懲戒処分の対象となった宿泊費に関する複数の疑義のある伝票については、既に例月出納検査の場で監査委員に写しを配付して相談しておりました。

なお、これらの関係書類については、監査委員への相談の目的以外に写しを取得したり、外部に持ち出した事実はありません。

### 4、監査が実施されなかった状況と対応。

一覧表及び関係資料を提示し、監査としての確認を求めたが、当該疑義について監査を実施しない旨の意向が監査委員から示され、当該疑義について監査が行われない状況となりました。

会計課においては、疑義のある支出について整理をし、資料も整備している以上、監査として確認が行われることが前提であると考えていたため、この状況は看過し得ないものであった。

監査事務局においても同様の問題意識を有し、当時の監査事務局長である佐田が状況を把握したうえで、監査事務局内で対応を協議した。

その過程において、監査制度の運用の適否を確認するため、全国町村議長会監査委員協議会に電話で相談を行った。

その際、出納事務に疑義のある案件については監査として確認を行うことが通常である旨の説

明を受けた。

これを踏まえ、監査事務局において、山田が作成した一覧表を基に監査を実施する必要があるとして、監査委員に対し改めて説明を行い、監査の実施を求めた。

その結果、後日、当該一覧表を基に随時監査が実施されるに至った。

#### 5、監査の実施及びその後の経過。

一覧表に記載された伝票については、総務課長により担当職員への聞き取り等が行われ、町から調査結果の回答が示された。

当該回答には、該当職員が病気休暇中であるため宿泊費請求に関する疑義について回答できないとするものや、「さくら市場」（「大刀洗マルシェかてて」の旧名称）が任意団体ではないとする内容が含まれていた。

これらの内容は、会計処理の適否を検証する上でなお確認を要する性質のものであった。しかしながら、監査委員は町からの回答をもって監査を終了し、当該回答を付記した一覧表を添付して監査報告書を提出するに至った。

その後、当該疑義について追加的な検証が行われた事実は、監査においては確認されておりません。

#### 6、本件に係る対応について。

本件については、会計課長は会計書類の確認の過程で疑義を把握し、その内容を整理したうえで監査に付した。

また、監査事務局においても当該疑義を把握し、監査として確認が行われるよう働きかけを行った。

これらは、いずれも会計管理及び監査事務に携わる立場において、それぞれの職責に基づき行った対応である。

#### 7、本件に係る経過について。

以上のとおり、令和6年12月から令和7年1月にかけて実施された随時監査に至る過程において、会計書類の確認の中で把握された疑義について、整理及び説明を行い、監査としての確認を求め一連の対応が行われたものである。

当時の経過は上記のとおりであり、事実関係の整理として上申する。

#### ○古賀世章委員長 ありがとうございます。

ただいま前山田会計課長のほうから上申書の御説明がございました。

これに基づきまして、証人に対する尋問を行いたいと思いますが、まず最初に、白根副委員長からお願いをいたします。白根副委員長。

#### ○白根美穂副委員長 それでは、ただいま読み上げていただいた上申書の内容に即して、確認のた

め質問をさせていただきます。

ただいま読み上げた内容は、証人の認識及び当時の事実関係と一致するものでしょうか。

○古賀世章委員長 山田証人。

○証人（前会計課長 山田恭恵） 山田と佐田で作っております、山田のほうは監査からお渡しした部分については、例えば全国町村監査委員協議会にお電話したあたりは山田は把握しておりませんが、2人の話を合わせてこちらに載せておりまして、お互いに確認して、間違いのないものでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 特に、平田康雄監査委員本人からの指示により、一覧表を作成した件について、事実と相違はありませんか。

○古賀世章委員長 山田証人。

○証人（前会計課長 山田恭恵） 相違ありません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 証人は、疑義の内容を監査委員に説明をするために一覧表と関係資料を監査事務局に持参したということですが、その資料の取扱について確認いたします。

当該関係書類については、監査委員への相談及び監査のために使用したものであり、それ以外の目的で写しを取得したり外部に持ち出した事実はないという認識でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 山田証人。

○証人（前会計課長 山田恭恵） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 一覧表及び資料を提示したにも関わらず、当初、監査が実施されなかったという点についても認識に誤りはありませんか。

○古賀世章委員長 山田証人。

○証人（前会計課長 山田恭恵） これについてはそのとおりで、常日ごろから何も起きないのが前提で監査をされているような節がございまして、問題になってもなるべく大ごとにならないよという方向性が常に感じられました。

結構な時間を要して、急であったため急いで表をつくり、職員にも残業をしてもらって大変な思いをしたにも関わらず、出来上がった表は監査しないとされたときは、大変ショックでございました。命を受けて作ったものに対して、あまりにもショックでしたのを覚えております。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 本日の証言は、上申書の記載と整合するものと理解してよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 山田証人。

○証人（前会計課長 山田恭恵） はい、そのとおりです。

○白根美穂副委員長 私からは以上です。

○古賀世章委員長 そのほか、どなたか御質問等があればお願いをいたします。よろしいですか。

特にそのほかはなさそうなので、以上で、山田証人に対する尋問は終了させていただきます。  
お疲れさまでございました。ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

（午後1時52分休憩）

（午後2時10分再開）

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

休憩前に引き続き証人尋問を行います。

それでは、証人入室のために、暫時休憩をいたします。

（午後2時11分休憩）

（午後2時12分再開）

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

佐田証人におかれましては、本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が適用されることになっております。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上、知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いをいたします。

それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときには6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の關係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁に処せられることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思ひます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員御起立をお願いいたします。

それでは、宣誓書を朗読をお願いいたします。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） 宣誓書、良心に従って、眞実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓ひます。令和8年3月18日。証人（前監査事務局長 佐田裕子）。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名押印を願ひます。

それでは、皆さん、お座りください。

これから証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされますようお願いをいたします。なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより佐田証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは前監査事務局長の証人（前監査事務局長 佐田裕子）さんでしょうか。

証人、どうぞ。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項、記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。

証人。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） 間違いございません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければならないと考えております。佐田証人

は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構でございます。

本日、証人から提出された上申書については、委員会の記録として取り扱いを行います。また、当該上申書の記載内容を踏まえ、事実関係の確認を中心に尋問を行います。証人に、提出された上申書を提示してください。お願いします。

では、証人におきまして、当該上申書を読み上げていただきたいとおもいます。お願いいたします。

佐田証人。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） 上申書、会計事務に係る疑義の把握及び対応の経過について、令和8年3月17日、大刀洗町議会公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会委員長古賀世章様。上申人、前会計課長証人（前会計課長 山田恭恵）、前監査事務局長証人（前監査事務局長 佐田裕子）。

上申書、本上申書は、令和6年12月から令和7年1月にかけて実施された随時監査に至る経過及び当該監査に関連して把握した会計事務上の疑義について、当時の対応の具体的経過を、会計管理及び監査事務の観点から整理し、上申するものである。

1、会計事務における疑義への対応。

地方公共団体の会計事務においては、会計課長は支出伝票及び証拠書類の内容を確認し、会計処理の適正を確保する責任を負う立場にある。

その過程において書類の内容に疑義が生じた場合には、関係課への確認、関係資料の精査、必要に応じた過去の支出の遡及確認を行い、疑義の内容を把握し整理することが実務上求められる。

特に、疑義があるにもかかわらず確認を行わず処理を了することは、会計管理上の問題を残すこととなるため、疑義の把握及び整理は会計課長としての責任に基づく対応である。

2、疑義の把握及び一覧表の作成に至る経過。

当時の会計課長であった山田は、会計書類の確認の過程で、宿泊証明に関する疑義を契機として、他の支出についても確認を行い、複数の疑義を把握した。

これらの疑義については、個別にとどめるのではなく、全体として整理し把握する必要があると判断し、監査事務局内で共有を行った。

その過程において、平田康雄監査委員本人から、監査事務局より会計課に内線電話があり、疑義のある支出について一覧として整理するよう求められました。

当該電話は監査事務局から発信されたものであり、その際、前監査事務局長である佐田は監査事務局内に在席し、その内容を把握していた。

これを受け、会計課長として、疑義のある支出について関係資料を一つ一つ確認し、内容を整

理したうえで一覧表を作成し、併せて当該支出の根拠となる資料を整理した。

当該一覧表は、特定の職員の責任を問うことを目的としたものではなく、会計上の疑義を体系的に整理し、監査において全体像を把握するための資料である。

### 3、監査委員への説明及び資料の提示。

一覧表及び関係資料は、議会事務局内に設置された監査事務局に持参し、会計課長として監査委員に対して内容の説明を行った。

会計実務においては、疑義を把握した場合、その内容を監査に付し、確認を求めることは通常の対応であり、本件もその延長として行ったものであります。

また、疑義の内容を説明する以上、その根拠となる資料を提示することは不可欠であり、一覧表と併せて関係資料を提示しました。

特に、のちに懲戒処分の対象となった宿泊費に関する複数の疑義ある伝票については、既に例月出納検査の場で監査委員に写しを配付して相談していた。

なお、これらの関係書類については、監査委員への相談の目的以外に写しを取得したり、外部に持ち出した事実はない。

### 4、監査が実施されなかった状況と対応。

一覧表及び関係資料を提示し、監査としての確認を求めたが、当該疑義について監査を実施しない旨の意向が監査委員から示され、当該疑義について監査が行われない状況となった。

会計課においては、疑義のある支出について整理をし、資料も整備している以上、監査として確認が行われることが前提であると考えていたため、この状況は看過し得ないものであった。

監査事務局においても同様の問題意識を有し、当時の監査事務局長である佐田が状況を把握したうえで、監査事務局内で対応を協議した。

その過程において、監査制度の運用の適否を確認するため、全国町村議会監査委員協議会に電話で相談を行った。

その際、出納事務に疑義のある案件については監査として確認を行うことが通常である旨の説明を受けた。

これを踏まえ、監査事務局において、山田が作成した一覧表を基に監査を実施する必要があるとして、監査委員に対し改めて説明を行い、監査の実施を求めた。

その結果、後日、当該一覧表を基に随時監査が実施されるに至った。

### 5、監査の実施及びその後の経過。

一覧表に記載された伝票については、総務課長により担当職員への聞き取り等が行われ、町から調査結果の回答が示された。

当該回答には、当該職員が病気休暇中であるため宿泊費請求に関する疑義について回答できな

いとすものや、「さくら市場」（「大刀洗マルシェかてて」の旧名称）が任意団体ではないとする内容が含まれていた。

これらの内容は、会計処理の適否を検証する上でなお確認を要する性質のものであった。しかしながら、監査委員は町からの回答をもって監査を終了し、当該回答を付記した一覧表を添付して監査報告を提出するに至った。

その後、当該疑義について追加的な検証が行われた事実は、確認されていない。

6、本件に係る対応について。

本件においては、会計課長は会計書類の確認の過程で疑義を把握し、その内容を整理したうえで監査に付した。

また、監査事務局においても当該疑義を把握し、監査として確認が行われるよう働きかけを行った。

これらは、いずれも会計管理及び監査事務に携わる立場において、それぞれの職務に基づき行った対応である。

7、本件に係る経過について。

以上のとおり、令和6年12月から令和7年1月にかけて実施された随時監査に至る過程において、会計書類の確認の中で把握された疑義について、整理及び説明を行い、監査としての確認を求め一連の対応が行われたものである。

当時の経過は上記のとおりであり、事実関係の整理として上申する。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、以降の尋問は、白根副委員長においてお願いをいたします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、ただいま読み上げていただきました上申書の内容の確認として尋問いたします。

ただいま読み上げた上申書の内容は、証人の認識及び当時の事実関係と一致するものでしょうか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 証人は当時、監査事務局長として監査委員の職務を補助する立場にあったという認識でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 当時は、宿泊証明書の問題に限らず、会計処理について複数の疑義が生じたという認識でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのような状況の中で、平田康雄監査委員の指示により、当時の山田会計課長が一覧表を作成したという認識でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 監査委員が監査を実施しない状況を踏まえ、監査事務局として問題意識を持ち、監査を実施するよう監査委員に働きかけたという経過でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） そのとおりでございます。働きかけました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 監査事務局長として、本件は監査として確認が行われるべき事案であったという認識でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） よろしいです。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 本日の証言は、先ほど読み上げられた上申書の記載と整合するものと理解してよろしいですか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） 理解してよろしいです。

○白根美穂副委員長 私からは以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

そのほか尋問ある方はお願いをいたします。いかがでしょうか。實藤委員。

○實藤量徳委員 今のその受け付けてもらえなかったというのは、代表監査委員もということですか。代表監査委員の方にも言ったけど受け付けてもらえなかったということですか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（前監査事務局長 佐田裕子） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。ほかにどなたかございませんか。

ないようでございますので、以上で、佐田証人に対する尋問は終了させていただきます。

本日の証人尋問においては、提出された上申書の記載内容に沿いまして、当時の経過につきまして一連の証言がなされたものと認められます。

本件に係る事実関係につきましては、以上のとおり確認されたものとして取り扱いを行います。

佐田証人におかれましては、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。退室されて結構でございます。

そのほかで何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは、ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後2時32分閉会)